

国会のしくみと仕事

<国会の地位としくみ>

国会の地位

憲法 41 条

日本国憲法は、「国会は、国権の① であって、国の唯一の② 機関である」と定めている。

＊②とは③ を制定することである。

国民は選挙で④ を選び、選ばれた人たちが集まって国会を構成する。

二院制

国会は① と② の2つの議員で構成されている。

異なる2つの議院で構成されている議会制度を③ という。

＊③を取っている理由は

国民のさまざまな意見をより広く国会に④ させることと、慎重な審議によって①の⑤ をおさえるためである。

②は①の⑤を抑制するという意味で「⑥ の府」と言われている。

任期・被選挙権・定数

衆議院議員の任期は① 年と短く、しかも解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短くなる。（約 2.8 年）参議院の任期は② 年

と比較的長く、解散制度もない。ただし参議院は③ 年ごとに半数を改選するしくみになっている。

	衆議院	参議院
任期	① 年	② 年 (③ 年ごとに半数を改選)
定数	④ 人	⑤ 人
選挙権	18 歳以上	18 歳以上
被選挙権	⑥ 歳以上	⑦ 歳以上

衆議院議員選挙は、⑧ 制で行われ、小選挙区で⑨ 人が選出される。

参議院は③年ごとに半数が改選される比例代表制の議員数は⑩ 人である。

国会で衆議院と参議院の議決が一致しないとき、衆議院に強い権力を与えている。これを衆議院の⑪ という。

これは衆議院の方が任期が短く⑫ もあるため、国民とより深く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするためである。

国会の種類

① 毎年1回、② 月中に召集^{しょうしゅう}。会期は③ 日間。

- 翌年度の④ 審議^{しんぎ}

⑤ 内閣またはいずれかの議員の総議員の⑥ 分の1以上の要求があったときに開かれる。

- ・ 補正予算の審議や緊急の課題

⑦ 衆議院の解散後の総選挙の日から⑧ 日以内に召集される。

- ・ ⑨ の指名

参議院の緊急集会 衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

国会の地位

- ① 最高機関 ②立法 ③法律 ④国会議員

二院制

- ① 衆議院 ②参議院 ③二院制 ④反映 ⑤行き過ぎ ⑥ 良識

任期・被選挙権・定数

- ①4 ②6 ③3 ④465 ⑤248 ⑥25 ⑦30

- ⑧小選挙区比例代表並立 ⑨289 ⑩50 ⑪^{ゆうえつ}優越

- ⑫解散

国会の種類

- ①常会（通常国会） ②1 ③150 ④予算 ⑤臨時会（臨時国会） ⑥4

- ⑦特別会（特別国会） ⑧30 ⑨内閣総理大臣